

# 衆議院財務金融委員会ニュース

【第203回国会】令和2年11月18日（水）、第2回の委員会が開かれました。

## 1 財政及び金融に関する件

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、伊藤財務副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行総裁 黒田東彦君

（質疑者）中山展宏君（自民）、太田昌孝君（公明）、末松義規君（立民）、海江田万里君（立民）、階猛君（立民）、櫻井周君（立民）、青山雅幸君（維新）、前原誠司君（国民）、日吉雄太君（立民）、古本伸一郎君（立民）、清水忠史君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中山展宏君（自民）

- （1） 経済安全保障政策についての大臣の認識及び取組
- （2） 外国人投資家による我が国の安全保障上重要な日本企業への出資に対する規制の厳格化による影響
- （3） デジタル通貨
  - ア デジタル人民元による国際通貨体制への影響
  - イ リブラ等の暗号資産とCBDC（中央銀行デジタル通貨）の併存に関する大臣の認識
- （4） 金融機関の業務範囲規制に関する議論の方向性

### 太田昌孝君（公明）

- （1） 新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の両立を図るための取組
- （2） 若年層が将来の社会保障に不安を抱いているという指摘を踏まえた財政運営に関する大臣の認識
- （3） 消費税の軽減税率制度についての評価と今後の取組
- （4） 地域金融機関の新たなビジネスモデル確立に向けた政府の対応
- （5） 国際金融センター構想の実現に向けた取組

### 末松義規君（立民）

- （1） 輸入者に対する事後調査による追徴税収の状況等を踏まえ、税収増加の観点から税関職員を増員すべきとの提言に対する大臣及び内閣人事局の所見
- （2） 森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査報告書における、近畿財務局職員であった赤木氏が作成したとされるファイルに関わる財務省の回答は、当該ファイルの存在を前提としたものではないかとの指摘に対する大臣の認識

### 海江田万里君（立民）

- （1） 地域金融機関の再編に対する支援策
  - ア 政府による支援策
    - a 開始時期及びその方法
    - b 資金の交付制度を創設する場合の法律改正の必要性
  - イ 日銀の「地域金融強化のための特別当座預金制度」
    - a 制度趣旨等について日銀総裁自身による説明の必要性
    - b 当該制度の導入は、通常の政策委員会ではなく金融政策決定会合で議論すべきであったとす

- る指摘に対する日銀総裁の見解
  - c 当該制度の導入とマイナス金利の維持は方向性を異にしていることから、混乱回避のための日銀総裁による説明の必要性
- (2) 日銀によるETFの買入れ
- ア 金融システムが安定している中で、ETFの買入れを継続する理由
  - イ ETFの買入れを終了する条件
  - ウ 日銀が本年6月から実施しているETF貸付制度に対する日銀総裁の評価
  - エ 日銀のETFの買入れは不適切であるとする楼継偉元中国財政部長の意見に対する日銀総裁の見解

#### 階猛君（立民）

- (1) 地方銀行の数に対する政府の認識
- (2) 政府・日銀による政策の失敗の影響が地域金融機関に及んでいるとの指摘に対する大臣の見解
- (3) 地域金融機関の統合により店舗、人材が減少し、個別かつ専門的な融資対応が困難になる可能性
- (4) 中小企業向け資金繰り支援
- ア 資本性劣後ローン供給の実績と今後の見込み
  - イ 上記アの協調融資における民間金融機関の融資額
  - ウ 民間からの融資の呼び水となっているかの検証の必要性
  - エ 中小企業経営力強化ファンド及び中小企業再生ファンドの実績と今後の見込み
  - オ 上記エのファンドの組成が遅れている理由
- (5) 金融機能強化法（金融機能の強化のための特別措置に関する法律）の新型コロナウイルス感染症特例
- ア 震災特例との要件の違い
  - イ 地域経済の再生に資する方策の具体的な意味
  - ウ 積極的な利用を促すための大臣からのメッセージを発信する必要性
- (6) 日銀の「地域金融強化のための特別当座預金制度」
- ア 適用条件を課すことで地域金融機関が弱体化する可能性
  - イ 地域経済の持続的な発展に貢献する方針という基準
    - a 基準の具体的な内容
    - b 定量的な基準が設けられていないことの確認
    - c より具体的かつ明確な基準を設ける意思
- (7) 2%の物価安定目標の達成が不可能である可能性

#### 櫻井周君（立民）

- (1) 人権侵害を行った個人や団体に対して人権侵害を理由とした制裁を可能とする外為法（外国為替及び外国貿易法）改正をすべきとの考えに対する大臣の見解
- (2) 菅内閣総理大臣が継承するとしているアベノミクスについて微修正を図る可能性
- (3) 日銀の金融政策
- ア デフレは貨幣現象という仮説が間違っていたことを認めるべきとの意見に対する日銀総裁の見解
  - イ 日銀が保有する34兆円のETFの今後の取扱い
- (4) 資金移動業者の決済サービスの安全性を確保するための具体的な方策

**青山雅幸君（維新）**

- (1) 日銀の金融政策
  - ア 異次元金融緩和政策を長期間続けているにもかかわらずデフレ脱却という根本的な解決に至っていない原因についての日銀総裁の見解
  - イ 異次元金融緩和政策の副作用として弛緩的な財政になりやすいという事実を踏まえ金融政策をニュートラルな方向に戻していく必要性に対する日銀総裁の認識
- (2) 2050年までの30年間に人口構成のバランスが変化し社会保障費が増大していく中での財政のかじを取り、未来に社会保障制度等を継承していくための方策についての大臣の所見

**前原誠司君（国民）**

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算
  - ア 一般予算との区別を明確にするため東日本大震災に係る復興予算と同様に特別会計あるいは何らかの間仕切りをする必要性
  - イ 特定の歳入を措置するといった歳入面を担保する考えの有無
  - ウ 将来的に赤字国債を補填するため、東日本大震災からの復興時に行った政府資産の売却、公務員人件費の削減及び復興特別税の創設などの措置を今回検討する必要性についての大臣の見解
  - エ 新型コロナウイルス感染症対策のために増税を行う考えの有無
- (2) 日銀の金融緩和政策
  - ア 物価が上がらない原因は賃金が上がっていないためであるとの指摘に対する日銀総裁の見解
  - イ 低金利政策によって本来は市場から退出すべき企業を生き残らせていることが潜在成長率の低下の一因になっているという認識の有無

**日吉雄太君（立民）**

- (1) 今国会の大臣所信表明演説で言及された「経済成長」の意味
- (2) 人口が減少していく中で、「経済成長」は可能か否かに関する大臣の見解
- (3) 森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査
  - ア 会計検査院による近畿財務局への検査に先立ち、法律相談文書を含む内部検討資料の取扱いその他検査への対応について、財務省本省から近畿財務局に対して行われた指示の有無
  - イ 本省から上記アの指示を受けたとする、自殺した近畿財務局職員の手記との矛盾に対する財務省の認識
  - ウ 近畿財務局が会計検査院の検査を受けるに当たり、通常、本省は何らかの指示をするかどうかの確認
  - エ 会計検査院が法律相談文書について管財部に質問した際、近畿財務局全体で文書の確認をしなかった理由
  - オ 会計検査院の検査より前における、国会議員又は国会による法律相談文書の提出依頼の有無
  - カ 案件によっては法律相談文書が存在することに対する本省職員の一般的な認識
  - キ 美並元近畿財務局長が文書改ざんの具体的内容を把握した時期

**古本伸一郎君（立民）**

- (1) 結婚生活支援事業
  - ア 年間婚姻件数及び昨年度の結婚生活支援事業に基づく給付金の受給世帯数
  - イ 「給付つき新婚さん減税」を導入することに対する副大臣の見解

- ウ 国費投入による結婚支援に対する大臣の所見
- エ 結婚生活支援事業に基づく給付金の課税関係
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策関係経費 57 兆円
  - ア 60 年償還ルールのもと、当該経費 57 兆円を全て 10 年国債で調達した場合の元利償還費の累計額
  - イ 60 年償還を前倒しする提案に対する副大臣の見解
- (3) デジタル化により、住民税の現年課税化が可能ではないかとの指摘に対する政府の検討状況
- (4) 電子文書に係る印紙税の課税関係

**清水忠史君（共産）**

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

- ア 海外で導入の事例が多くある時限的な消費税減税について検討する必要性
- イ 納税猶予制度の特例措置
  - a 適用件数及び税額とそのうち消費税が占める割合
  - b 同特例を利用した赤字の事業者が翌年に 2 年分の消費税の納税を求められることについての政府の認識
  - c 通常の納税猶予制度活用時の書類提出負担を考慮し、同特例の期間を延長する必要性
  - d 同特例の延長を含めた中小事業者支援策強化の必要性に対する大臣の見解
- ウ 持続化給付金
  - a 給付実績及び効果についての評価
  - b 新型コロナウイルス感染の第三波が懸念される中、中小事業者の固定費支援のために同給付金の再給付を検討する必要性
- エ 家賃支援給付金
  - a 賃貸契約の賃貸人が死亡し相続人が確定していない場合、管理会社による代理人としての署名があれば申請が可能であることの確認
  - b 事務局の過失により申請額よりも少なく給付されたと疑われる場合、追加の給付申請を認める柔軟な対応の必要性